

和歌山大学教学マネジメント委員会規程

制 定 令和 5年 6月23日

法人和歌山大学規程 第2652号

(趣旨)

第1条 和歌山大学（以下「本学」という。）の教学入試の評価・改善、質保証に関する必要な事項を審議するために、和歌山大学教学マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 和歌山大学教学入試戦略推進本部規則第3条に関すること

(2) その他、教学マネジメントに関すること

(組織)

第3条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

(1) 教育担当の理事

(2) 教学入試戦略推進本部長

(3) 各学部評議員 1名

(4) 「戦略情報室」「教学マネジメント室」「アドミッショն室」の室員

(5) 学務課長

(6) 入試課長

(7) 企画課長

(8) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中欠員が生じ、これを補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置くことができる。

2 副委員長は、委員長が指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(開会)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開くことができない。

(議決)

第8条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(質保証外部評価委員会)

第9条 教学マネジメントに関する活動についての助言を行うため、本学の教職員以外の有識者を含む質保証外部評価委員会を置く。

2 質保証外部評価委員会について必要な事項は、別に定める。

教学マネジメント委員会

(事務)

第10条 委員会の事務は、学務課、入試課、企画課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 和歌山大学クロスカル教育機構教育改善推進専門部会設置要項は、廃止する。
- 3 この規程施行後、最初に選出される第3条第1項第8号の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず令和7年3月31日までとする。